

ILO 発展途上国の経済的、社会的開発における 協同組合の役割に関する勧告 第127号(1966年)

仮訳 大谷正夫(協同総合研究所)

出典「協同組合の持続可能な発展を願って」大谷正夫著(コープ出版)626頁

前文略

①適用範囲

1、この勧告は

- consumer (生活協同組合)
- land improvement (土地改良協同組合)
- agricultural productive & processing (農業生産・加工協同組合)
- rural supply (農村購買協同組合)
- agricultural marketing (農業販売協同組合)
- fishing (漁業協同組合)
- service (サービス協同組合)
- handicrafts (手工業協同組合)
- workers productives (労働者生産協同組合)
- labour contracting (労働契約協同組合)
- thrift and credit societies and banks (貯蓄、信用協同組合、協同組合銀行)
- housing (住宅協同組合)
- transport (運輸協同組合)
- insurance (保健協同組合)
- health (保健医療協同組合)

を含むあらゆるカテゴリーの協同組合に適用される。

②協同組合政策の目的

- 2、協同組合の設立と発展は、途上国の経済的、社会的、文化的小よび人間性の発展にとって重要な手段の1つであると見なされるべきである。
- 3、協同組合は以下のために組織され、発展させるべきである。
 - (a)限られた資源と機会の下で、人びとの経済的、社会的、文化的状況を改善し、彼らのイニシアチブの発揮を激励する。
 - (b)節約をすすめ、高利をなくし、健全な信用利用により個人的、国家的資本資源を増加する。

- (c) 経済活動を民主的にコントロールし、利益を公平に分配することを強化し、経済に貢献する。
 - (d) 資源の十分な利用によって国の収入、貿易収入そして信用を増加する。
例えば、農地改革のシステムを実施し、土地開拓により新しい生産地域を実現することや、現代産業を発展させ、できれば分散して、地方の原材料を加工する。
 - (e) 社会的状況を改善し、住宅や健康、教育そしてコミュニケーションなど適切な分野で社会的サービスを補強する。
 - (f) 組合員の一般的、技術的知識の向上を援助する。
- 4、発展途上国の政府は、協同組合がその独立を失うことなく経済的、財政的、技術的、法制的のその他で、援助と鼓舞をうける政策を策定し、実施すべきである。
 - 5、(1) そのような政策づくりにおいて、当該国の経済的、社会的状況、入手可能な資源、協同組合の国の発展に果たしうる役割に留意すべきである。
(2) 協同組合の基本的特徴と一致する限りに於て、政策は発展計画と統合されるべきである。
 - 6、政策は見直しをされ、社会、経済ニーズの変化や技術的進歩に適合したものとされなければならない。
 - 7、既存の協同組合は政策の策定と、可能な場合にはその実践に協力しなければならない。
 - 8、協同組合運動は、政策の策定と、適切な場合、その適用に於いて、共通の目的を持つ組織と協同が促進されねばならない。
 - 9、(1) 政府は他の企業体と同じく、国家経済計画や他の一般的経済措置を策定するに当たり、協同組合の活動にその政策や方法が少なくとも影響を与えるならば、協同組合を参加させるべきである。また協同組合はその基本的性格と両立する限り、その計画と実施方法に参画すべきである。
(2) 本勧告の7および9の(1)に述べたことのために、協同組合の連合会は、地方、地域レベルでそれぞれ会員を代表する権限を与えられるべきである。

③ 協同組合に関する政策の実施方法

A、法制

- 10、既存の協同組合との協議を含む、すべて適切な措置がとられるべきである。
 - (a) 差別によって協同組合の発展を不当に制限する法律や規則の条項をチェックし、それらは排除されるべきである。例えば、税制やライセンスやクォーターの割当てについてや、また協同組合の特徴を捉えなかったり、協同組合法の運営上の特別なルールを捉えなかったりしていることなどである。
 - (b) そのような条項を将来的にも法律や条令にも入れないこと。
 - (c) 協同組合の特別な状況に対して、財政的、法律や規則を用意すること。
- 11、協同組合の設立と機能、そして他の形態の企業と同等の条件で活動する権利の保護についての特別な法律や規則が必要である。そしてこの法律や法令はすべての分野の協同組合に適用されるべきである。

- 12、(1)そのような法律と法令はいずれにせよ以下の事項を含まなければならない。
- (a)基本的性格を表わす協同組合の定義と記述、即ち、
協同組合は人びとの結合体であり、共通の目的を達成するために自主的に協同し、民主的に管理された組織を作り、必要な資本を公平に分担し、リスクと事業の成果を公正に分け合い、組合員が積極的に参加する組織であること。
 - (b)協同組合の目的、設立と登記の方法、定款の改正、解散等の記述。
 - (c)組合員に関して、出資金の最高限度、加入時の最低出資の割合、全額支払の期間、そして組合員の権利、義務などであるが、詳しく定款の中に述べられること。
 - (d)管理、マネージメントそして内部監査の方法、そして必要な機関の設立と運営についての手続き。
 - (e)「協同組合」の名称の保護
 - (f)外部監査指導機関並びに法律、法令の実施の機関について
- (2)法律や法令に定める手続き、特に登記手続きは協同組合の設立と発展を妨げないよう、可能な限り、簡素で実務的でなくてはならない。
- 13、法律や法令は協同組合の連合することを認めなければならない。

B、教育と訓練

- 14、発展途上国の人びとに協同組合の原則、方法、可能性と限界の知識を広める方法がとられなければならない。
- 15、協同組合のテーマについての適切な教育が協同組合の学校、カレッジや他の専門センターのみならず、左記のような教育施設でも与えられなければならない。
- (a) 大学、高等教育センター
 - (b) 教員養成カレッジ
 - (c) 農業学校、他の職業教育施設、労働者教育センター
 - (d) 中学校
 - (e) 小学校
- 16、(1)協同組合原則と方法の実践的経験を促進する観点から学校やカレッジでの学生協同組合の設立を促進すること。
- (2)同様に労働者の組織、手工芸者の組織が協同組合の促進計画の実施を通して促進され支援されなければならない。
- 17、先ず、地域レベルにおいて協同組合の原則・方法の可能性を成年者に知らせるための措置がとられるべきである。
- 18、教育メディアとしてテキスト、レクチャー、セミナー、学習・討議グループ、特殊教育者、協同組合の見学、プレス、フィルム、ラジオ、テレビその他のマスコミ等が十分に活用されること。それは各国の状況に見合って採用されること。
- 19、(1)役員、職員そして顧問や広報担当者となる人、および必要な場合、現在その地位にある人に対し、適切な技術訓練と協同組合の原則と運営方法についての訓練の措置が取ら

れるべきである。

(2)現存する施設が不適切な場合、特殊カレッジや学校がつくられ、そこで専門の教師あるいは協同組合のリーダーたちによってその国に適合する教育マテリアルを使用して教育を行なうべきである。もしそのような特別施設が設立されない時は、通信教育かまたは簿記学校、経営学校、商業学校かで協同組合の特別コースが設定されるべきである。

(3)実践的なトレーニングの特別プログラムの実施は、組合員の教育、基礎的および一歩進んだ訓練に寄与する手段の1つである。このようなプログラムは地方の文化状況に鑑み、文盲をなくし、教養と基礎的数学知識の普及の必要性を考慮すべきである。

C、協同組合への援助

財政援助

- 20、(1)活動を開始し、またはその成長や転換が財政困難に遭遇した時に、必要とあれば、財政援助が外部から与えられるべきである。
- (2)そのような支援は、独立や利益を損ねる如何なる義務をも課してはならず、協同組合の組合員のイニシアチブと努力に代替するのではなく、むしろそれらを鼓舞するようにしなければならない。
- 21、(1)そのような支援は貸付および信用保証の形を取るべきである。
- (2)補助金および減税・免税の措置が特に次の財政支援のために取られる。
- (a)広報促進、教育上のキャンペーン。
- (b)公益のために明確にされた一定の事業。
- 22、協同組合運動によるそのような支援ができない場合は、政府または他の公的機関によってなされるのが望ましいが、必要とあらば私的機関からも与えることができる。そのような支援は重複と分散をさけるために調整されなければならない。
- 23、(1)補助金と税の減免は、その使用方法と額についてはその国の法律や法令に基づいて行なわなければならない。貸付条件と信用保証についてはそのケースにより決定する。
- (2)所管の機関は支援の用途、ローンの場合はその返済について適切な監督が保障されることを確保するべきである。
- 24、(1)公的、半公的ソースからの財政援助は全国協同組合銀行、またはその使用と返済について対応の取れそうな中央協同組合機関を通じてなされるべきである。そのような組織のないところでは直接個別に協同組合に与えられる。
- (2)20(2)の民間機関からの財政援助は直接個別単協に行なうことができる。

管理上の援助

- 25、マネジメントと管理は最初から組合員と組合員から選挙された人びとの責任であるが、当該監督機関は適切なケースの場合、通常最初の時期のみ、(a)資格あるスタッフを得、手当を出すことを助け、(b)指導と助言を与え得る適切な協同組合人を配置する。
- 26、(1)通常、協同組合はマネジメントと管理、そして技術的事項について協同組合の自治と

組合員、機関そして職員が尊重される中で、指導と助言を受けることができる。

(2)そのような指導と助言は、協同組合の連合会または当該監督機関によってなされることが望ましい。

D、監督と実施のための監督と責任

27、(1)協同組合はその設立の目的にそった活動を続け、法律に合致していることを保持するための指導に従う。

(2)指導は協同組合の連合会あるいは監督機関の責任によってなされることが望ましい。

28、連合会に加盟する単協の会計監査は連合会の責任である。連合会がそのようなサービスを行なうことができないときは、当該監督機関あるいは資格ある独立機関がその任務を引き受けるべきである。

29、この勧告の27、28に關しての方法は次のように計画され、実施されるべきである。

(a) その良きマネジメントと管理を保障する。

(b) 第3者を保護し、

(c) 実務によりまたはミス of 批判的指摘を通じて、役職員の教育および訓練を完成する機会を提供する。

30、(1)協同組合を促進し、役職員に教育および訓練の機会を提供し、組織とその運営に援助を与えるその機能は、一貫した措置を保障するため、一つの中央機関で遂行されることが望ましい。

(2)これらの実行は協同組合の連合会の責任であることが望ましい。そのような組織がない時は、当該監督機関または適切ならば他の適格な組織がその任務を引き受けるべきである。

31、(1)30に關しては、可能ならば常勤者によって遂行されるべきである。

(2)それらはそのような機能を実行するために特に訓練された人びとによって遂行されるべきである。そのような訓練は専門機関あるいは、適切ならば、勧告の19で述べる学校またはカレッジの特別コースを通じて行なわれるべきである。

32、当該機関は国民経済の中における協同組合の活動と発展とについてのレポートと統計を少なくとも年に一度収集し、発表するべきである。

33、協同組合の連合会のサービスや他の既存の組織のサービスが、適切に調査のニーズに応じ、経験や出版の交流に応じられない時は、できれば全国またはいくつかの地域のサービスのために組織を設立すべきである。

④国際協力

34、(1)加盟国はできる限り発展途上国の協同組合を援助し鼓舞するために協力しなければならない。

(2)そのような協力は次のように期待される。

(a) 発展途上国同士で

- (b) 特別地域、特に地域機構が存在するところ
- (c) 伝統的な協同組合の存在する国と発展途上国の間で
- (3) 適切な場合、前述の協力のため、全国協同組合組織の協力が求められなければならない、特に国際的な努力を調整するために、国際協同組合組織および他の関係する国際機関を活用すべきである。
- (4) 協力は次のような方法で行なわれるべきである。
 - (a) 発展途上国の協同組合運動に対して、可能な場合、各種の機関即ち政府機関および非政府組織を含めた、調整された計画を作り、技術援助を拡大すること。
 - (b) 法令の立案を助け、協同についての教育を行い、協同組合の職員と資格ある人材の訓練を助けるため、情報、テキスト、視聴覚および類似の資材を準備し、供給すること。
 - (c) 資格ある人材を交流すること。
 - (d) 奨学金を与えること。
 - (e) 国際セミナーや討議グループを組織すること。
 - (f) 協同組合間での商品とサービスの交流を行なうこと。
 - (g) 発展途上国の協同組合運動の組織、運営方法、問題点について組織的な調査を進めること。

⑤ 特殊な問題の処理における協同組合の役割に関する特別規定

- 35、ある状況下では協同組合は発展途上国の特殊な問題を担う特別な役割があることを認められるべきである。
- 36、農業地改革の成功的実施や受益者の生活水準の改善に、各種の協同組合が活用されることを明示した提案をこの勧告の付属書に提示する。

